函館市小児慢性特定疾病対策地域協議会設置要綱

(目的)

第1条 小児慢性特定疾病児童等(以下,「小慢児童等」という。)が成人期に自立することができるよう,地域の支援体制を確立し,小慢児童等の健全育成を図るとともに,小慢児童等及びその家族が慢性疾患を抱えていても,安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的として,児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の23第1項に基づき函館市小児慢性特定疾病対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、函館市とする。

(業務内容)

- 第3条 この協議会は,第1条の目的を達成するために,次の業務を行う。
 - (1) 小慢児童等とその家族の現状と課題の把握
 - (2) 小慢児童等に対する函館市における支援策・支援機関に関する情報の収集およ共有
 - (3) 小慢児童等のニーズに応じた支援内容の検討
 - (4) 小慢児童等とその家族への効果的な周知および地域における慢性 疾病に対する理解促進のあり方に係る協議
 - (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること (組織)
- 第4条 この協議会は、委員15名以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が指定する。
- (1) 医療機関,保健・福祉機関,教育機関,就労支援機関,事業者等 関係機関の職員
- (2) 患者・家族の会の代表
- (3) 小慢児童等自立支援員(法第19条の22に基づき「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」を行う者)

(任期)

- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長および副会長)

- 第6条 協議会に会長1人および副会長1人を置く。
- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代 理する。

(会議)

- 第7条 協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者等との懇談 会を行うことができる

(庶務)

- 第8条 協議会の庶務は、子ども未来部母子保健課において処理する。 (補則)
- 第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。
- 2 施行日に市長が指定する委員の任期は、令和7年3月31日まで とする
- 3 第7条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される協議会は、市長が招集する。